

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、児童福祉法（以下「法」という。）27条1項2号の規定に基づく児童福祉司指導措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年3月18日付けの指導措置決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

(1) 現在、請求人宅には弟が生活しているが、弟が〇〇小学校にて一時保護された際、処分庁の児童福祉司により威圧され、請求人が一時保護に同意するまで、身体的自由を奪われた。

また、弟は、一時保護中に施設職員から威圧的に怒鳴られる、長時間立たされたまま必要以上に注意を受けるなどの虐待のほか、差別的な取り扱いを受けた。

(2) 請求人は、処分庁に対し、弟への面会は慎重に行うように申

し入れていたにもかかわらず、令和元年5月13日に担当の児童福祉司が一方的に家庭訪問を行ったため、訪問時に家にいた弟が恐怖に怯え、祖母に対し「扉を開けないで」と叫ぶ事態が生じた。このため、弟は電話の呼び出し音にも過剰に反応するなど今も精神的な不安を抱えている。

- (3) 以上のことから、弟は、現在もなお、児童福祉司に対する精神的トラウマを抱えていること、処分庁が弟に対する虐待を自覚していないことを考慮すると、処分庁職員の家庭訪問は、弟を不安にさせるものであり、極めて不適切な行為である。
- (4) 請求人としては、処分庁から父親として問題があると指摘された事項については、できる限り誠心誠意対応してきたが、請求人が指摘事項について具体的な状況を確認したいため質問しても、対応してもらえないことがほとんどであった。
- (5) 以上のことから、本件処分通知書の措置理由又は指導内容には同意できない。まずは、請求人との連携をとり、本児だけではなく、弟の状況を熟慮した上で、十分、環境を整えた上で、家庭訪問の機会をうかがうべきである。

ましてや、これまでどおり請求人の忠告等を見無視し、唐突に家庭訪問などを試み、弟の精神的トラウマを再び大きくした等の過ちを繰り返してはならない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 5月20日	諮問

令和3年 7月30日	審議（第57回第2部会）
令和3年 8月20日	審議（第58回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令の定め等

- (1) 法26条1項は、児童相談所長は、25条1項の規定による通告を受けた児童、25条の7第1項1号若しくは2項1号、前条1号又は少年法（略）6条の6第1項若しくは18条1項の規定による送致を受けた児童及び、相談に応じた児童、その保護者について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」を掲げている。
- (2) これを受けて、法27条1項は、前条1項1号の報告のあった児童について、「次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、同条2項は、児童又はその保護者を事務所において又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司に指導させること等を、また、同項3号は、児童を児童養護施設等に入所させること等の措置について、それぞれ規定している。
- (3) 東京都において、上記(2)の措置を採る知事の権限は、法32条1項及び児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号により、児童相談所長に委任されている。
- (4) したがって、東京都においては、児童相談所長が、相談に応じた児童又はその保護者について、必要があると認めるときに、法27条1項各号の措置を採るべきことになる。
- (5) また、法27条4項は、同条1項3号の措置は、児童に親権を行う者があるときは、少年法18条2項の規定による送致の

あった児童につき同条同項の措置を採る場合を除いては、その親権を行う者の意に反して、これを採ることができないと規定している。

その一方で、法28条1項1号は、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法27条1項3号の措置を採ることが児童の親権を行う者の意に反するときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置を採ることができる」と規定している。

- (6) そして、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）第1章第4節2・(1)・キにおいて「保護者が適切に援助を受けない時等には、27条1項2号に基づく指導措置を使うなど、児童相談所の持っている権限により子どもの最善の利益を確保しなければならない。」とされ、また、同章第5節1・(2)において「保護者が必要な援助を拒否することにより子どもに適切な養育がなされない場合には、児童相談所として指導措置による枠組みを提示する。」とされ、さらに、運営指針第4章第2節2・(1)・アにおいては、児童福祉司指導について、「児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。なお、保護者の不適切な養育の自覚の有無に関わらず、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、改善に向けた働きかけを行う上でも、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる場合などにおいては、積極的に児童福祉司指導を行うこと。」とされている。

## 2 本件処分についての検討

- (1) 本件においては、以下の各事実が認められる。

ア 処分庁は、請求人が本児に係る本件一時保護の延長に同意しなかったことから、本件延長申立てを行ったところ、東京家庭裁判所は、本件延長申立てを認める旨の審判を行い、同審判は確定していること。

イ その後、処分庁は、本児については、児童養護施設への入所措置が相当であると判断し、本件措置申立てを行ったところ、東京家庭裁判所は、本件措置申立てを認める旨の本件審判を行い、本件審判は確定していること。

ウ そして、本児については、本件一時保護に引き続いて、本件審判に基づく本件入所措置が講じられていること。

エ また、関係資料によれば、本件延長申立て及び本件措置申立てに係る東京家庭裁判所の各審理において、母親は、本児に係る一時保護の延長及び児童養護施設への入所については同意したものの、請求人は、前回の一時保護の状況等から本児の一時保護には反対しており、また、児童養護施設への入所については、処分庁との信頼関係が築けていないとして、同意できないとしていたこと。

オ さらに、本件審判の審判書においては、請求人と本児との関係及び本児に対する処遇に係る判断において、「児童は、・・・実父から、勉強もしないで金稼ぎをしようとしている旨咎められたと思ひ込み、前件一時保護時からの勉強で追い詰められている感覚が呼び起こされ、実父宅を出るという行動に出たものと考えられる。これは、指導を過剰に受け止め、否定的な経験を引きずってしまう児童の特性が影響している側面もないわけではないが、結局は、実父において、児童の特性を踏まえて指導しようとして努力はしたものの、その思惑は児童には全く伝わっていなかったものといわざるを得ない。そうすると、現時点では、実父が、児童について、前件一時保護前の暴力等の影響を排除した上で、児童の特性に応じた有効な働きかけをしながら監護するという点では、

十分な手段を講じることができなかつたと評価せざるを得ない。」との否定的な評価を行った上で、「児童は、調査官に対し、再び強制的に勉強させられる旨の恐怖を抱いており、実父と父方祖母との生活を強く拒否し、児童養護施設での生活を希望している。そして、現在、児童は、入所先の施設職員や通学している中学校の職員らに、その特性を理解されながら温かく迎え入れてもらえていると感じており、気持ちの混乱もなく生活できている。以上に加え、児童心理司及び精神科医師の各所見も併せ考慮すると、児童にとって重要なことは、安定した生活環境の中で、周囲の大人との良好な関係を築きながら安心感をもって生活することであり、そのためには、児童の特性に配慮したきめ細やかで適切な指導を行うことが肝要である。そうすると、児童の上記思い込みが修正されないままの状態、実父に児童を監護させることは、著しく児童の福祉を害するといえ、児童の福祉のためには、児童を児童養護施設に入所させることが相当である。」（同審判書7頁参照）と判断されていること。

オ そして、処分庁は、以上のことから、本児の児童養護施設への措置入所（本件入所措置）に伴い、請求人については児童福祉司指導が必要であると判断し、本件処分を行ったこと。

- (2) そうすると、処分庁が、請求人については、児童福祉司指導措置が必要であると判断し、法27条1項3号の規定に基づき行った本件処分について、特段、不合理な点は認められない。

そして、本件処分は、本児に係る本件審判における判断等を考慮したものとも解されることから、本件処分については、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法性、不当性を

主張する。

しかし、本件処分が、法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、弟が、以前一時保護された時の経緯及びその当時のトラウマ等から、処分庁職員の家庭訪問は認められないなどとしているが、弟について、仮に、そのような事実が認められたとしても、そのことをもって、本件処分が違法、不当なものとなるとは解されない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来